

福島県白河エリア電源接続案件募集プロセス説明会の質疑応答について

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	失効条件付きで設備認定を受けている場合、設備認定の失効期限の延長のため、電力会社が捺印した電力接続協議進行状況証明書を申立書とともに経済産業局へ提出することとなるが、本募集プロセスにおいても同様に処理していただけるか。	ご質問いただいた件については持ち帰り、後日HPで回答させていただきます。 なお、設備認定については、募集プロセスに入っているからといって、失効条件付認定が猶予されるわけではないという認識であります。改正FIT法の附則等でもこの件については記載されていないと認識していますが、詳しくは管轄の経済産業局へご確認ください。 【補足説明】電力接続協議進行状況証明書や申立書については、本機関でも資源エネルギー庁に確認中であり、確認が出来次第、改めて掲載を予定しております。お急ぎの場合は、個別に管轄の経済産業局にご確認ください。 【確認結果】土地・設備の確保に関する失効期限については、旧認定の効力が存続している間は効力があるため、法改正による失効が猶予されている案件（①募集プロセスに参加している案件、②認定取得から9ヶ月経過していない案件）については、平成29年4月1日以降も旧認定の効力が存続しているため、これに紐づく失効期限も存続していることとなります。平成29年4月1日以降に土地・設備の確保に関する失効期限を延長する申立てのためには、①に該当する場合は、電力接続協議進行状況証明書等については、現行と同様に処理することとなります。
2	本募集プロセスの対象エリア以外からの連系は可能であるか。また、66kV以下の系統のみが対象となるか。	本募集プロセスにおいては西白河変電所66kV以下の系統をエリアとして選定しているが、系統連系希望者が送電線を建設するという条件であれば、東北電力との協議によっては本募集プロセスのエリア以外からの連系も可能となる場合もあるので、東北電力の窓口にご相談ください。ただし、さらに上位系統の154kVの西白河線に接続したいという場合であれば、本プロセスの対象外となるため、通常の契約申込をしてください。
3	工事費負担金補償契約の締結の際に、工事費負担金を支払う必要があるのか？あるいは、東北電力との間で工事費負担金契約を締結した後に工事費負担金を支払うのか？	工事費負担金補償契約締結時に、工事費負担金を払う必要はありません。工事費負担金補償契約金については、設備を共用する部分の工事に係わるもので、事業者さまが辞退された場合などに支払っていただくこととなります。
4	工事費負担金補償金の中に、アクセス送電線の工事費は含まれるのか？	アクセス送電線などで系統連系希望者が単独で使用する設備の工事については含まれません。
5	アクセス送電線の工事費はいつ提示されるのか？	接続検討時に提示させていただき、優先系統連系希望者となった場合の再接続検討においても再度提示させていただきます。
6	応募容量が募集容量を超過した場合、すべての応募者が連系可能な増強工事と要領記載の増強工事の2案が提示されるとあるが、もう少し具体的に教えてほしい。	スライドP33を例にとると、募集要領には入札対象工事として増強工事①を記載していたが、応募の結果、増強工事①だけではすべての応募者が連系できず、すべての応募者が連系する場合には、さらに上位の系統を含めた増強工事②を行わなければならない場合には、入札において、募集要領に記載の入札対象工事①に加えて、さらに上位の系統を含めた増強工事②についても提示するので、いずれかに入札申込みしていただきます。成立条件を満足した増強工事のうち、連系可能量が多い方の増強工事を募集対象工事とし、以降のプロセスを進めることとなります。
7	応募者が全員連系するために増強工事②が必要となった場合にも、入札の結果、増強工事①しか成立しない場合もあるか？	P33に記載した例のように、そのような場合もあり得ます。増強工事②で成立した場合は、増強工事①だけに入札申込みした入札者は優先系統連系希望者とはなりません。しかしながら、増強工事②は工事費だけでなく工期も長くなるおそれがあるため、むやみに増強工事②に入札申込みしたために増強工事②で入札が成立してしまい、結果として辞退することとなっては元も子もないため、入札負担金単価だけでなく工期も含めて受容可能な増強案に対して入札申込みいただくよう十分に事業性等についてご検討いただきますようお願いいたします。
8	募集プロセスにより増強した設備の税制上の取り扱いはどうなるのか。その分の費用は、東北電力としては寄付金として会計整理するのか。	【東北電力株式会社より回答】 増強した設備については、東北電力の資産となります。税制上も東北電力の資産として扱います。寄付金とはしておりません。工事費負担金として会計整理され、電気事業会計規則に基づき一括償却しています。
9	応募容量が募集容量を超過した場合、すべての応募者が連系可能な増強工事と要領記載の増強工事の2案が提示されるとあるが、本募集プロセスにおいて西白河変電所の100MVAの変圧器増設以外の増強工事が必要となれば、それが提示されるということか？	本募集プロセスで提示している100MVAの変圧器の増設工事では不足する場合は、例えば150MVAの変圧器の増設工事等を提示することもあります。
10	2案（募集要領に記載の増強工事①、さらに上位の系統を含めた増強工事②）のうち選択されなかった増強工事へ入札した事業者は連系できないか？	募集要領 別紙8（P40）を例にとると、増強工事②が成立しなかった場合でも、増強工事②で入札した事業者は増強工事①を含んでおり、その中で単価が高い事業者から入ることとなります。より大規模の工事だけを望む事業者がいるという状況は想定していないため、このような入札方式となっています。ただし、応募者の量に応じた増強工事案次第で、増強工事②だけに入札申込みを行うメリットもあると広域機関が判断した場合には、異なる提示の方法をさせていただきます。
11	新FIT法の施行に伴い、募集プロセスに参加することで設備認定の失効が猶予されるとの経過措置について、募集プロセス完了後の6ヶ月間の猶予期間の適用を受けるためにはどのように経済産業局へ申し入れればよいのか？	実際の手続きは管轄の経済産業局にご確認ください。みなし認定の手続きを受けるために、募集プロセスが完了してから6ヶ月間の猶予期間が設けられております。募集プロセスが長期化した場合に、募集プロセスに参加している旨の届け出が事前に必要かどうかについては今のところは不明であるため、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。
12	高額な入札負担金単価で入札した結果、上位の系統連系順位を得ることで、その他供給備に空容量のある場合には優先的に利用できるというメリットがある。しかし、募集要領P34にはその旨の記載があるが、本日の説明会用のスライドからは読み取れない。ここは重要な個所と考えるため、ぜひ記載してほしい。	ご指摘のとおりと考え、今後改善いたします。 【補足説明】 説明会資料（公表版）p34に、以下を追記 「その他供給設備工事」「変電所・バンク逆流工事」は、対策の起因となった系統連系順位以降の優先系統連系希望者は費用負担が必要となります（系統連系順位が上位で、現状の空容量の範囲内で連系できる場合は費用負担はありません）。